難聴がある子どもたちの補聴器に関する申請・制度について

乳幼児健診等で難聴の疑いがあるとされた場合には、医療機関を受診します。補聴器の装用が必要と診断され、 身体障害者手帳の交付対象となる場合は、補装具(補聴器)の給付が受けられます。身体障害者手帳の交付対象と ならない場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成制度を活用できる場合があります。

新生児聴力検査 1歳6か月健診等

難聴の疑い

医療機関(耳鼻咽喉科) 受診 身体障害者手帳や 補聴器の給付の相談

市町村

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

青森県及び県内市町村では、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業を実施しています。 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の装用による言語の習 得及びコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器の購入費等の一部を助成する事業です。

【対象となる児童】次の要件を全て満たす18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童とする。

- ① 青森県内に住所を有していること
- ② 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上で、**身体障害者手帳の交付対象とならない** こと。ただし、医師が必要と認めた場合は、30デシベル未満も対象とする。
- ③ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児童。 ※ただし、対象となる児童と同じ世帯員に、市町村民税の所得割の額が46万円以上の者がいる場合は、支給対象から除かれます。

身体障害者手帳対象とならない例2のように、一側難聴児等についても、 上記要件を満たす場合には支給対象となります。



身体障害者手帳の交付対象となる例

例1 (2~6級)

例2	(6級)
----	------

聴力レベル	一側耳	他側耳	聴力レベル	一側耳	ft
0 dB			0 dB		
1 0 dB			1 0 dB		
2 0 dB			2 0 dB		
3 0 dB			3 0 dB		
4 0 dB			4 0 dB		
5 0 dB			5 0 dB		
6 0 dB			6 0 dB		
7 0 dB			7 0 dB		
8 0 dB			8 0 dB		
9 0 dB			9 0 dB		
1 0 0 dB			1 0 0 dB		

身体障害者手帳の交付対象とならない例

例1

1/3 .					
聴力レベル	一側耳	他側耳			
0 dB					
1 0 dB					
2 0 dB					
3 0 dB					
4 0 dB					
5 0 dB					
6 0 dB					
7 0 dB					
8 0 dB					
9 0 dB					

例2

聴力レベル	一側耳	他側耳		
0 dB				
1 0 dB				
2 0 dB				
3 0 dB				
4 0 dB				
5 0 dB				
6 0 dB				
7 0 dB				
8 0 dB				
9 0 dB				
1 0 0 dB				

障害者手帳

手帳の取得ができる

補装具(補聴器)の給付が受けられる

手帳の取得ができない

上

1 0 0 dB

補装具(補聴器)の給付が受けられない



軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業をご利用ください

【相談・申請先】 お住まいの各市町村障害福祉担当課へ